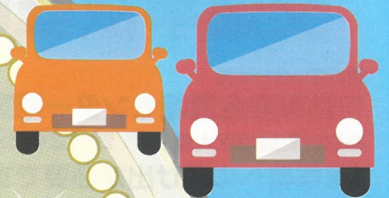


県内全市で実施している
市民による相互扶助の制度です

市民交通災害共済

令和7年度
会員受付中

年間1人



死亡された
場合は
100万円

500円

自転車
対象の交通事故も
対象となります

会費が安い

ワンコインで

家族を守る

共済期間

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

令和5年度会員は361,933名の方が加入し、
共済見舞金等を1,281名の方にお支払いしております。
詳しくはHPをご覧ください。

<http://www.fksm.jp/kotu/> または

福島県市民交通災害共済

検索

福島県自転車条例で加入義務化された自転車損害賠償保険ではありません。

白河市役所

本庁生活防災課及び各庁舎地域振興課

●本庁／☎0248-28-5510(直通) ●表郷庁舎／☎0248-32-2111 ●大信庁舎／☎0248-46-2111 ●東庁舎／☎0248-34-2111